化学物質等の危険有害性等の情報伝達について (一般消費者向けの製品の取扱いについて)

1 一般消費者向け製品の現在の取扱い

<ラベル(労働安全衛生法第57条)>

第57条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあっては、その容器)に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

(平成27年8月3日基発0803第2号)

法第57条ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」には、以下のものが 含まれるものであること。

- ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145 号)に定められている<u>医薬品、医薬部外品及び化粧品</u>
- イ 農薬取締法(昭和23年法律第125号)に定められている<u>農薬</u>
- ウ 労働者による取扱いの過程において<u>固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない</u> <u>製品</u>
- エ 表示対象物が密閉された状態で取り扱われる製品
- オ 一般消費者のもとに提供される段階の<u>食品</u>。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、<u>労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主とし</u>て一般消費者の生活の用に供するためのもの」には該当しないこと。

1 一般消費者向け製品の現在の取扱い

<SDS(労働安全衛生法第57条の2)>

第57条の2 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第56条第一項の物(以下この条及び次条第1項において「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項(前条第2項に規定する者にあっては、同項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

(平成12年3月24日基発第162号)

本条ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供される製品」には、以下のものが含まれるものであること。

- ア 薬事法(昭和35年法律第145号)に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品
- イ 農薬取締法(昭和23年法律第125号)に定められている農薬
- ウ 労働者による取扱いの過程において<u>固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない</u> 製品
- エ 通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品

2 一般消費者向け製品の取扱いについての論点

<前回とりまとめた方向性>

一般消費者向けの製品であっても、ラベル表示・SDS交付義務対象物質を含むものを業務用に使用する場合は、事業者(ユーザー)は販売元にラベル表示・SDS交付を求めることができることとし、販売者(メーカー等)は、業務用として求めがあった場合は、ラベル表示・SDS交付を行わなければならないこととする。

- 現行において、一般消費者向け製品として、明示的にラベル・SDSの対象から除外されているものは、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、粉状・粒状にならない固体、密封されたままのものである。
 - ⇒ これら以外のもの(例えば塗料、剥離剤、洗剤、消毒液、殺虫剤など)で、一般消費者も入手 可能なものの取扱いについては明確になっていない。
 - ⇒ 実態としては、インターネットや店舗(ホームセンター等)において販売されている製品で、 表示又は通知対象物が含まれているものについて、ラベル表示がないもの、SDS交付がされてい ないものが多い。

<表示・通知対象物が含まれる場合の用途別の整理>

	業務用のみに用いられるもの(原材料など)	業務用でも一般用でも用 いられるもの(強力洗剤、 高濃度消毒液等)	業務用にはあまり用いら れないもの(家庭用洗剤 等)
表示・通知義務		? (実態上義務として扱っていない)	? (実態上義務として扱っていない)
販売ルート	直接販売	直接販売、店舗販売、 ネット販売	店舗販売、ネット販売

2 一般消費者向け製品の取扱いについての論点

○ サービス業等の末端ユーザーにおいて、インターネット販売等でも容易に購入可能な洗剤等による労働災害が頻発していることからも、販売方法の如何によらず、表示・通知対象物を含有するものについては、ラベル表示及びSDS通知を義務付けることとしてはどうか。

<サービス業等の末端ユーザーにおいて発生している労働災害の例>

業種	災害の概要	同種災害の発生件数
接客娯楽業(飲食店等)、清掃業等	厨房等の清掃に用いる洗剤が眼に入ったり、 皮膚にかかることによる眼の障害、薬傷 (化学やけど)	年間数十件
保健衛生業(社会福祉施設 等)、清掃業、畜産水産業 等	消毒剤が眼に入る、皮膚にかかる、他の薬 液と混ぜてガスが発生する等による眼の障 害、薬傷(化学やけど)、中毒	年間十数件

2 一般消費者向け製品の取扱いについての論点

- 販売方法の如何によらず、表示・通知対象物を含有するものについては、ラベル表示及びSDS通知を義務付ける場合に、具体的にはどのような方法が考えられるか。
 - ▶ 想定している利用者が労働安全衛生法の適用を受けない一般消費者であることを理由として、表示・通知義務対象物質を下限値を超えて含有する製品でありながらラベル表示及びSDS交付を行っていない場合であっても、当該製品を業務に使用しようとするユーザー側(購入者)から業務に使用するとして表示・交付依頼があれば、表示・交付することを義務付ける。

<課題>

- ・ 店舗販売やネット販売で、流通過程で製品が複数の業者を経由している場合、情報伝達が 円滑に進まないおそれ
- ラベル表示を事後で行うことの困難性
- ▶ 一般消費者向け製品であっても、業務用に使用する可能性も否定できないことから、表示・通知義務対象物質を下限値を超えて含有する製品を販売(譲渡又は提供)する場合は、ユーザー側からの提供依頼のあるなしにかかわらず、ラベル表示及びSDS交付を義務付ける(又はラベル表示を義務付け、SDS交付はユーザー側から求めがあった場合に交付することを義務づける)。

<課題>

- ・ 労働安全衛生法の本来目的である労働者保護の範囲にとどまらない義務付けとなる可能性
- 本来のGHSの趣旨・目的を踏まえれば、末端ユーザーである一般消費者が使用する場合において も、化学物質の危険有害性に関する情報伝達が行われることは重要であり、労働安全衛生法に基づ く情報伝達との連携を進めることが重要ではないか。